

筑西広域市町村圏事務組合総合計画策定委員会設置要綱

令和6年5月23日訓令第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、筑西広域市町村圏事務組合総合計画（以下「総合計画」という。）の策定について必要な事項を調査、検討するため、筑西広域市町村圏事務組合総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項について調査、検討する。

- (1) 総合計画についての方針に関する事項
- (2) 基本構想、基本計画及び実施計画の策定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか総合計画の策定に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、筑西広域市町村圏事務組合幹事会等運営規程（昭和56年訓令第1号）に定める幹事会構成員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、筑西広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）事務局長の職にある者を充て、副委員長は、組合事務局副局長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(策定幹事会)

第5条 第2条第2号及び第3号に掲げる事項について、調査、研究、調整又は協議するため、策定委員会の補助機関として策定幹事会を置く。

- 2 策定幹事会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 3 策定幹事会に会長及び副会長各 1 人を置く。
- 4 会長は、組合事務局企画財政課長の職にある者をもって充て、副会長は、会長が委員の中から指名する。
- 5 会長は、会務を総理し、策定幹事会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、職務を代理する。

(専門部会)

第 6 条 策定幹事会に分野別に調査、研究、調整又は協議するため、次に掲げる専門部会を置く。

- (1) 企画財政部会
- (2) 環境部会
- (3) 消防部会

- 2 専門部会は、別表第 2 左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる担当課等の職員をもって組織し、委員の選任は、当該右欄に掲げる担当課等の長が指名するものとする。
- 3 専門部会は、別表 2 左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる担当課等の施策について所掌する。
- 4 専門部会に、部会長及び副部会長各 1 人を置く。
- 5 部会長及び副部会長は、専門部会ごとにそれぞれの委員の互選により選出するものとする。
- 6 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長（策定幹事会の会議にあつて

は策定幹事会の会長、専門部会の会議にあっては部会長)が招集し、会議の議長となる。

2 議長は、必要と認めるときは、構成員以外の者に対し、出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料を提出させることができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、組合事務局企画財政課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に協議する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第5条関係）

策定幹事会委員（22人）

結城市	企画主管課長
	財政主管課長
	環境主管課長
	消防主管課長
筑西市	企画主管課長
	財政主管課長
	環境主管課長
	消防主管課長
桜川市	企画主管課長
	財政主管課長
	環境主管課長
	消防主管課長
筑西広域市町村圏事務組合	事務局総務課長
	事務局企画財政課長
	事務局契約管財課長
	筑西遊湯館長
	県西総合公園管理事務所長
	環境センター所長
	消防本部総務課長
	消防本部警防課長
	消防本部予防課長
	消防本部管理統制課長

別表第2（第6条関係）

専門部会委員（22人）

企画財政部会	結城市企画主管課
	結城市財政主管課
	筑西市企画主管課
	筑西市財政主管課
	桜川市企画主管課
	桜川市財政主管課
	組合事務局総務課
	組合事務局企画財政課
	組合事務局契約管財課
	県西総合公園管理事務所
環境部会	結城市環境主管課
	筑西市環境主管課
	桜川市環境主管課
	筑西遊湯館
	環境センター（きぬ聖苑を含む）
消防部会	結城市消防主管課
	筑西市消防主管課
	桜川市消防主管課
	組合消防本部総務課
	組合消防本部警防課
	組合消防本部予防課
	組合消防本部管理統制課